

UBC情報

発行： 2026年1月5日

No. 307

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

1月20日（毎月納付は1月13日）は源泉所得税の納期限です。納付がお済みでない方は早めに納付してください。

令和7年分確定申告が必要な方はご準備をお願い致します。



旧年中は大変お世話になり、社員一同心より御礼申し上げます。
皆様のご健勝と益々のご発展を心よりお祈り申し上げるとともに、
本年も変わらずご愛顧を賜わりますようよろしくお願ひ申し上げます。



トピックス

免税事業者等との取引に係る経過措置の取扱い



免税事業者等のインボイス発行事業者以外からの課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置を適用でき、令和8年9月までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月からは50%となります。

◆令和8年10月1日前後の取引の経過措置

免税事業者等からの仕入れに係る経過措置について、令和8年10月1日前後の取引において適用する割合は課税仕入れの時期で判断します。

商品の仕入れの場合、課税仕入れの時期は原則として引渡しのあった日となるため、令和8年9月30日までの仕入れは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日以後の仕入れは50%の割合を用いて計算することとなります。

また、役務の提供を受けた場合、課税仕入れの時期は原則として役務の全部が完了した日になるため、例えば令和8年9月21日から提供を受けている役務が同年10月20日に完了した場合は、10月20日が課税仕入れを行った日となることから、仕入税額相当額の50%となります。

◆短期前払費用に係る経過措置の適用関係

会社が支払う前払費用のうち、支払日から1年内に提供を受ける役務に係るもので要件を満たす場合は支払った事業年度での損金算入を認める「短期前払費用」の取扱いがあり、消費税についても短期前払費用に係る課税仕入れは、支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱われます。

免税事業者等に対して支払った短期前払費用については、支払った日の属する課税期間において経過措置の適用を受けることができます。

※令和8年度税制改正大綱にて変更になる可能性があります

確定申告が必要となる給与所得者は

令和7年分の所得税の確定申告期間は、令和8年2月16日～3月16日までです。

大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため確定申告は必要ありませんが、

- ・給与収入が2千万円超の方
 - ・給与所得や退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方
- などは確定申告を行う必要があります。

また、年末調整では適用できない医療費控除や寄附金控除★などを受ける場合は還付申告を行います（確定申告期間に関係なく1月から提出可能）。

寄附金控除★

確定申告を行うと、ワンストップ特例の申請はすべて無効になります。そのため、ふるさと納税による寄附金控除を受けるには、確定申告で改めてすべての寄付について申告する必要があります。

令和8年1月から下請法は「取適法」に

令和8年1月から下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、適用対象の拡大や禁止行為の追加等とともに、法律名も「中小受託取引適正化法（取適法）」に変わります（下請事業者は「中小受託事業者」、親事業者は「委託事業者」等に変更）。

◆本年から実施される主な改正

下請法は、適用対象となる取引を事業者の資本金基準と取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託）により定めており、親事業者に対して、発注時の書面交付など4項目の義務と、「買いたたき」や「減額」など1項目の禁止行為を課していますが、改正により本年1月から、次のような見直しが実施されます。

◎適用基準に「従業員基準」を追加……資本金基準に加え、従業員基準（製造委託等は300人、役務提供委託等は100人）を新設し、いずれかの基準に該当すれば適用対象となります。

◎対象取引に「特定運送委託」を追加……適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託（特定運送委託）を追加します。

◎協議を適切に行わない代金額の決定の禁止……代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わない等による一方的な代金の決定を禁止します。

◎手形払等の禁止……対象取引において手形払を禁止します。電子記録債権等でも支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止します。

◎その他……*製造委託の対象物品に金型以外の型等（専ら製品の作成に用いられる木型、治具等）を追加、*書面交付義務について、承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法が可能、など。

令和8年分からの扶養控除等申告書の変更点

令和7年度改正により、19歳以上23歳未満で合計所得金額58万円超123万円以下（給与所得のみの場合は年収123万円超188万円以下）の特定親族を有する場合に控除が受けられる「特定親族特別控除」が創設されたことに伴い、令和8年分以後の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載事項が変更されています。

令和7年分まで「控除対象扶養親族」を記載していましたが、令和8年分から「源泉控除対象親族」を記載することになります。源泉控除対象親族とは、①控除対象扶養親族又は②特定親族のうち合計所得金額100万円以下（給与所得のみの場合は年収165万円以下）に該当する方をいいます。

DC一時金と退職金等を受取る場合の取扱い

令和8年からiDeCoや企業型DC（確定拠出年金）を一時金で受け取った後に退職金等の支払いを受けた場合の退職所得控除の取扱いが変わります。

◆退職所得控除における勤続年数等の重複排除

会社から支払いを受けた退職金やiDeCo等の老齢一時金（DC一時金）などは、退職所得として勤続（加入）期間に応じた退職所得控除額を控除した残額の1/2が課税される所得金額となり、他の所得と分離して課税されるなど取扱いが優遇されています。ただし、一定期間内にDC一時金と退職金等を受け取る場合などは、退職所得控除の計算上、重複する勤続期間等を排除する必要があります。

例えば、DC一時金を受け取った後に会社からの退職金を受け取る場合、現行は退職金を受け取った年の前年以前4年内にDC一時金を受け取っていると重複排除の対象となります。また、退職金を受け取った後にDC一時金を受け取る場合、前年以前19年内に退職金を受け取っていると対象となります。

◆本年1月から調整対象となる期間が変更

改正により、DC一時金を受け取った後に退職金等を受け取る場合の調整対象となる期間が見直され、退職金等を受け取った年の前年以前「9年内」にDC一時金を受け取っている場合は重複排除の対象となります。これにより、例えば60歳でDC一時金を受け取った場合、その後に支払いを受ける退職金等について勤続期間に応じた退職所得控除を満額で適用できるのは70歳以降となります。

なお、改正は令和8年1月1日以後にDC一時金を受け取る場合で、同日以後に支払を受ける退職金等に適用されます。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 307
発行：2026年
1月5日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営

河野会計事務所
〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL : 0836-33-6717

FAX : 0836-33-6753

Mail : info@ubc-net.com

URL: <https://ubc-net.com>

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

事業活動計算書各論 【特別費用】



1. 特別費用とは

事業活動計算書における特別増減の部に費用として計上される項目を言い、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る費用、その他の臨時の費用（金額が僅少なものを除く）が含まれます。「会計基準省令」別表第二において、事業活動計算書における特別費用に該当する勘定科目が定められ、また、「運用上の留意事項 別添3 勘定科目説明」にてその説明がなされています。

2. 基本金組入額

「運用上の取扱い」第11に規定された基本金の組入額を言い、法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金（第1号基本金）や、当該基本財産等の取得に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金（第2号基本金）、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金（第3号基本金）を基本金に組入れる場合に、事業活動計算書における特別費用に基本金組入額として計上します。

会計処理としては、基本金の対象となる寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した上で、当該収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上します（運用上の取扱い11）。

基本金の組入れについて、複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとすることとし、また、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができるものとされています。（運用上の留意事項14（2））

3. 資産評価損

固定資産の減損会計の適用により、資産の時価の著しい下落に伴い、回復の見込みがない当該資産に対して計上する評価損（減損損失）を言います。

会計基準省令第4条第3項では、資産の評価について「会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。」と定められており、社会福祉法人は各会計年度においてその決算日を基準として資産価値の評価を行なっています。

ここで、「会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産」とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合を言うものとし（運用上の留意事項第22）、「使用価値」とは、対価を伴う事業に供している固定資産について、資産又は資産グループを単位とし、当該資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定することとされています（運用上の取扱い17）。

なお、減損会計の対象となる固定資産については、基本的に土地、建物が想定されており、使用価値による判定の前提条件である対価を伴う事業とは、社会福祉事業、公益事業、収益事業のいずれにも適用可能です。

4.固定資産売却損・処分損

固定資産を除却又は売却した場合に生じる処分費用、売却損を言い、固定資産の除却又は売却に伴い処分費用、売却損が生じる際は、事業活動計算書における特別費用に固定資産売却損・除却損として計上します。その際、中区分には「〇〇売却損・処分損」（例えば、建物売却損・処分損、器具及び備品売却損・処分損、等）として除却又は売却資産の名称等除却又は売却の内容を示す名称を付した科目で記載します。

5.国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）

国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額を言います。

国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、当該国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上するのが通常ですが、積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取り崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければなりません（運用上の取扱い9）。

なお、当該会計処理は各拠点区分単位で処理することとされています（運用上の留意事項15（2）イ）。

6.国庫補助金等特別積立金積立額

施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金等について国庫補助金等特別積立金として積立てた場合の積立額を言います。

国庫補助金等特別積立金の積立てに係る会計処理としては、まず、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した上で、当該収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上します（運用上の取扱い第10）。

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等について、当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行います。ただし、当該金額が僅少な場合には、再計算を省略することができます。

さらに、設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を行います。当該修正額は原則として特別増減の部に記載しますが、重要性が乏しい場合はサービス活動外増減の部に記載できることとされています（運用上の留意事項第15（2）ア）。

7.内部取引に関する特別費用

（1）事業区分間繰入金費用／拠点区分間繰入金費用

法人内の他の事業区分又は他の拠点区分への繰入金費用を言い、他の事業区分又は拠点区分に対して資金を繰入れた場合は、事業活動計算書における特別費用にそれぞれ事業区分間繰入金費用、拠点区分間繰入金費用として計上します。

事業区分間繰入金費用／拠点区分間繰入金費用が計上される場合の例は以下の通りです。

●ある事業（拠点）区分から他の事業（拠点）区分に資金を繰入れる場合。繰入れを行う事業（拠点）区分側において繰入れた金額の事業（拠点）区分間繰入金費用を計上します。

●複数の事業（拠点）区分間で従業員の出向関係があり、出向先が当該従業員の労働力を使用しているが、出向元が負担する場合、出向元の事業（拠点）区分において負担した給与額分に相当する事業（拠点）区分間繰入金費用を計上します（この場合、人件費の計上は出向先の事業（拠点）区分で行われます。）。

（2）事業区分間固定資産移管費用／拠点区分間固定資産移管費用

法人内の事業区分間又は拠点区分間で固定資産を移管した場合に、移管元の事業区分又は拠点区分において純資産が減少するために計上される費用を言い、他の事業区分又は拠点区分へ固定資産を移管した場合は、事業活動計算書における特別費用にそれぞれ事業区分間固定資産移管費用、拠点区分間固定資産移管費用として計上します。

なお、事業区分間固定資産移管費用、拠点区分間固定資産移管費用は、それぞれ事業区分間固定資産移管収益、拠点区分間固定資産移管収益と内部取引消去されます。

8.その他の特別損失

前述の費用以外のその他の臨時的な費用（金額が僅少なものを除く）を言い、その内容は様々なものが考えられますが、代表的なものは以下に示すような費用が挙げられます。

●設備資金借入金の償還補助が途中で打ち切られた場合に、経過期間分の修正を行う場合

●事業上の事故に起因する損害賠償金の支払い

●過年度の会計処理誤りを当会計年度の決算において修正する（過年度修正損を計上する）場合

（総合福祉研究会）